

施設利用規約

第一章 総則

第1条（定義）

- （1）「当社」とは、株式会社ワールドフィットをいいます。
- （2）「パートナー」とは、当社と契約し b-monster 施設（以下、「本施設」といいます）を運営する法人または個人をいいます。

第2条（運営管理会社）

本施設の運営管理は、当社が行います。

第3条（目的）

本施設は、フィットネスを通じて、会員の健康を維持・増進することを目的とします。

第二章 会員

第4条（会員）当社及びパートナーが利用を承認した方を会員といいます。

第5条（入会資格）

本施設の会員は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。

- （1）本施設の利用が可能な健康状態にあり、医師から運動を禁止されていない方
- （2）本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の規則に同意する方
- （3）成年被後見人及び被保佐人でない方
- （4）心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- （5）刺青タトゥーを店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができる方
- （6）反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等）の関係者でない方
- （7）妊娠されていない方
- （8）未成年の場合、入会に際し親権者の方の同意を得た方
- （9）同業者でない方
- （10）過去に本施設より除名の通告を受けていない方
- （11）過去に本規約その他当社が定める規約に違反をしていない方
- （12）その他施設ごとに定められた基準に関し、審査のうえ適切と認めた方

第6条（入会契約の締結及び手続）

- 1 本施設の会員となることを希望される方は、申込手続をおこない、当社及びパー

トナーが定める審査を通り、入会金を納入した時点で、入会するものとします。

2 会員は、当社に報告した内容に変更があった際は、遅滞なく変更手続を行う必要があります。

第7条（入会金）

会員は、本施設の入会の事務手続に関する費用として、当社ないしパートナーが別途定める入会金を、入会時に支払います。支払済みの入会金は理由の如何に関わらず返還いたしません。

第8条（会員証）

（1）当社及びパートナーは会員に資格を証するための会員証を交付します。

（2）前項により会員は本施設の入場の際に当社及びパートナーが交付した会員証を持参していただきます。

（3）会員証は第三者に貸与・譲渡できません。

（4）会員は第18条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を当社及びパートナーに返還していただきます。

（5）本カードを紛失された場合は、再発行手数料として550円（税込）を支払うものとします。

第9条（利用資格）

会員が次の各号に該当するときは、施設の利用の全部又は一部を禁止します。

（1）妊娠している方

（2）酒気を帯びている方

（3）刃物など危険物をお持ちの方

（4）その他プログラム受講時点において、第5条の各号を満たすことができないまたは、できないおそれがある方

第10条（利用料）

1 会員は、当社及びパートナーが定める期日までに、当社及びパートナーが定める料金を支払うものとします。

2 本規約で別途定める場合を除き、支払った料金は返還されないことに合意します。

3 本条に定める期日までに利用料の支払いが確認できない場合、当社及びパートナーは、会員の施設利用等を停止することができます。

第11条（利用料の返金）

納入済みの利用料については、以下に該当する場合においてのみ、返金またはクレジ

ット決済の取消をさせていただきます。その際の返金方法は口座振込（手数料お客様負担）とさせていただきます。

健康上の理由、その他当社及びパートナーが認めた場合。（必ず証明する書類、診断書等の提示が必要となります。）

返金額はチケット種別毎に当社の定める計算方法に則り算出いたします。

上記以外の場合、利用料は理由の如何に関わらず原則返還いたしません。

第12条（予約・キャンセル）

1 当社及びパートナーは施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則的に予約制とします。予約時間、予約方法などについては別途定めます。

2 会員は店舗の運営状況等により予約がとりにくい場合があることを予め了承します。

3 会員は、予約を確定した後、プログラム当日に予約を無断キャンセルする場合、プログラム一回分を消化することを理解し、キャンセルするものとします。

4 プログラム受講のチケットは、毎月1日（契約日が月の途中である場合には、当該契約日）に、契約に定められた数が付与されるものとし、当月末日に失効するものとします。

第13条（キャンセル料）

毎月1日～末日（契約日が月の途中である場合には、当該契約日～当月末日）の間に、2回以上プログラムを無断でキャンセルした場合、会員は、予約ができなくなります。この場合、会員は、当社ないしパートナーに対し、500円（税込）を支払うことで、再び予約ができるものとします。

第14条（指導内容等）

1 会員は、当社及びパートナーが特定の効果を約束するものでないことを理解し、契約するものとします。また、当社及びパートナーの指導は一切の医療行為等ではなく、体力向上やボディメイクに関する情報提供にとどまることを理解し、契約するものとします。

2 会員は、受講するプログラムのパフォーマーが変更されることがあることを予め承諾します。

3 会員は、細心の注意を払って指導を受けるものとします。

4 プログラムの際に、指導に必要な範囲でパフォーマーが会員の体に触れる場合があることを予め了承します。

5 プログラムの所要時間は、プログラムごとに定めるものとします。

第15条（申告義務）

- 1 会員は申込時に当社ないしパートナーに申告した内容が事実と反しないことを保証します。また、プログラムを実施する当日の体調をパフォーマーに申告するものとします。
- 2 パフォーマーは、当日のプログラムを受講させるか決める権利を有します。また、パフォーマーがプログラム受講不可と判断した場合には、プログラム受講を中止する必要があることを了承します。
- 3 会員は、自身の体調を自己の責任において管理するものとし、プログラムを受講するにあたり、体調が万全な状態にすることとします。
- 4 会員は、プログラムを含めたサービスの提供中において、体に痛みや違和感などがある場合には、速やかにパフォーマーに伝えるものとします。
- 5 会員の体調不良などに起因する損害については、当社ないしパートナーは一切責任を負わないものとします。

第16条（施設等の利用）

- 1 当社ないしパートナーは、契約する駐車場、提携駐車場、近隣コインパーキング等における車両事故、盗難事故その他の事故については一切責任を負いません。
- 2 会員自身が本施設を利用して当社ないしパートナーのサービス提供を受けている時間以外において、会員は前項の駐車場を利用することはできません。また、前項の駐車場の利用にあたっては、他の会員その他第三者の迷惑になる行為を一切しないものとします。
- 3 会員は本施設の利用において、本規約その他当社ないしパートナーが別途定める規則・事項及び、パフォーマーの指示内容を遵守します。

第17条（会員資格及び譲渡・名義変更）

会員の資格及び各種チケットは、当社及びパートナーが承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更はできません。また、担保、差入等の処分もできません。

第18条（会員資格の喪失）

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。なお、会員資格の喪失時期は会員が該当したそのときとなります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 第5条に定める会員資格が欠けたとき
- (3) 第19条により除名されたとき
- (4) 入会手続きをした施設を閉鎖したとき

第19条（除名）

1 会員が次の号のいずれかに該当する場合、当社及びパートナーは会員を除名できます。

- (1) 第5条の入会資格を満たしていないことが入会後に判明したとき
- (2) 第5条の入会資格を喪失したとき
- (3) 本規約、及び当社ないしパートナーが別途定める規則・事項に違反したとき
- (4) 当社ないしパートナーの許可なく、パフォーマーから直接指導を受けたとき
- (5) その他当社ないしパートナーが会員としてふさわしくないと認めたとき

2 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

第20条（トライアル）

1 当社及びパートナーは入会前のトライアルとして、会員以外の方（以下「トライアル会員」という）に施設を利用させることができます。トライアルの期間、利用料などの諸条件については別途定めます。

2 本規約ないし当社ないしパートナーが別途定める規則・事項において、当社ないしパートナーと会員間に適用される条項は、当社とトライアル会員間にも適用されるものとしします。

第21条（休会）

1 会員は、怪我、病気、妊娠、転勤、災害その他これらに準じる事由があり、当社ないしパートナーが認めた場合にのみ休会できるものとしします。

2 休会の手続は原則として、店頭で申し出を行う必要があります。

3 休会申込の受理がなされた月の翌々月1日から休会となります。

4 会員は、休会中、当社ないしパートナーが別途定める金銭を支払うものとしします。

5 その他休会及び復会に関する手続は、当社ないしパートナーが別途指定する方法によるものとしします。

第22条（解約）

1 申込済みコースに係る契約を解約する場合は、会員が店頭で解約の申し出を行うものとしします。当該契約は、会員の当該解約の申し出があった月の翌月末で終了します。

2 契約が終了した場合であっても、契約終了日までに付与されるチケットについての払い戻しは致しません。

3 第1項により、会員が、複数月の会費を一括して支払うプランを解約する場合、当社ないしパートナーは、会員に対して、当該プランの費用全額から次の金額を控除した上で、残金がある場合に限って、当該残金を返還します。

(1) 当該プランの入会月の利用料（各店のデイトタイムメンバー価格を日割計算）

(2) 各店のデイトタイムメンバー価格に、契約開始月から契約終了月までの月数を乗じた金額

(3) 解約事務手数料として、各店のデイトタイムメンバー価格

第三章 運営・管理

第23条（運営管理）

本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

(1) 本施設の運営管理は当社及びパートナーの責任においておこなわれます。

(2) 会員は本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。

(3) 当社及びパートナーは施設の利用など、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第24条（諸規則の遵守義務）

会員及びトライアル会員は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社及びパートナーが定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第25条（禁止行為）

1 当社及びパートナーは、以下の行為を禁止し、会員はそれを承諾します。

(1) 他の会員、パフォーマーその他第三者に対する誹謗中傷行為、威嚇・迷惑行為、暴力行為、大声を出す行為、その他これに準ずる一切の行為

(2) 施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為

(3) 刃物、火器、薬品など危険物を施設に持ち込む行為

(4) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為

(5) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を施設へ持ち込む行為

(6) パフォーマーに対する当社ないしパートナー以外の他者への就職あっせんや引き抜き行為

(7) 本規約及び当社ないしパートナーが別途定める規則・事項、法令及び公序良俗に反する行為

(8) パフォーマーと本施設外にて一対一で接見する行為

(9) 本施設の秩序を乱す行為

(10) 当社ないしパートナーの許可なく施設内を撮影、または録音する行為

(11) 動物を持ち込む行為

(12) 公平性を欠き、他の利用者の円滑なシステム利用を妨げる以下の行為

(ア) 自動操作ツール、外部ツール等を利用して予約を取得、変更、キャンセルする行為

(イ) その他当社が不当と認める通常とは異なる方法で予約を取得、変更、キャンセルする行為

(13) 適切な監督をすることができる者（事前に当社ないしパートナーが認める者に限る）を同伴させずに、お子様その他監督が必要な者を本施設に連れてくる行為

(14) その他、当社ないしパートナーが会員としてふさわしくないと認める行為

2 前項各号に違反した場合、会員は当社ないしパートナーに対し、損害賠償責任を負います。

3 第1項に違反したことにより、会員ないしその関係者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第26条（休業日）

各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに当社及びパートナーが定める日を休業日とします。

第27条（営業時間）

各施設の定める営業時間とします。

第28条（施設の閉鎖・休業・解散）

当社は、次の各号に該当するときは、施設の全部または一部の閉鎖、休業または本施設の解散（以下「閉鎖等」といいます。）をすることができます。

(1) 天変地異、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったとき

(2) 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき

(3) 社会情勢の著しい変化があったときまたはそのおそれがあるとき

(4) 施設が定める定期休業によるとき

(5) 事業譲渡その他本施設の運営事業の承継、本施設の運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき

(6) その他、当社が、本施設の閉鎖等をすべきと判断したとき

第29条（施設運営システム等の変更）

当社は、施設運営システム等について、当社の判断に基づいて変更することができます。

す。

第30条（通知方法）

1 当社から会員への通知は、原則として、届出のあった住所に対する書面の送付、書面の交付または、電子メールアドレス宛での電子メール、LINEの送信、マイページ・アプリ上の通知によるものとします。

2 前項の書面の送付による通知の場合、書面の発送をもって効力を有するものとします。その他の手段の場合も同様に通知を送信・通知した時点で効力を有するものとします。

第31条（当社及びパートナーの免責）

会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社及びパートナーは施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社及びパートナーに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第32条（損害賠償責任免責）

（1）会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

（2）他の会員その他の第三者との間に生じた係争やトラブルに対して、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第33条（会員の損害賠償責任）

（1）会員は本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により当社及びパートナー、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

（2）会員はロッカーキーを紛失した場合、その旨を直ちに当社又はパートナー従業員に告げ、ロッカーキー及びシリンダーの実費として、4400円（税込）を当社又はパートナーに支払うものとします。

第34条（個人情報の取扱い及び保護）

会員は、個人情報の提供に係る当社の取扱い及び保護方針を理解し、契約するものとします。

（1）当社ないしパートナーが会員の個人情報を取得し、当社ないしパートナーが別途定める個人情報保護方針に従って管理することに、会員は同意するものとします。

（2）会員が本施設のフランチャイズ本部ないし加盟店のいずれにおいて入会手続を

行った場合であっても、本施設のフランチャイズ本部及び加盟店が会員の個人情報を、別途定める個人情報保護方針に従って共同利用することに同意するものとします。

第35条（本規約等の改訂等）

1 当社は、本規約その他の規則の改訂を行うことができます。なお、改定を実施するときは、当社が予め改定の10日前までに告知することにより、改定した本規約その他の規則の効力は会員に及ぶものとします。

2 当社及びパートナーは、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動その他一切の事情を勘案して改定することができます。

3 会員は、本施設の運営主体が変更する場合がありますを予め了承します。

第36条（管轄の合意）

当社と会員の間での紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。